

# 第7回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会

日 時 令和5年11月7日(火)

午後3時15分から

場 所 第2委員会室

## 次 第

1 山田伸幸議員に対する調査請求について

2 その他

2023/11/1

山陽小野田市議会 政治倫理審査会

会長 松尾 数則 様

山陽小野田市議会議員

山田伸幸

### 政治倫理審査会への出席要請について

市議会の議会活動に日夜努力されていることに敬意を表します。

さて、10月27日の臨時議会本会議終了後に、松尾会長より政倫審への出席日程が打診されました。以下の諸点について問題があり出席しません。

① 本来、政治倫理条例は議員が議員として行った不当行為(例 入札への関与、不当利益の收受など)に対して責任が問われるものであり、政治活動としておこなわれている活動に議会は関与できないこと。請求者は共産党に対して「共産党をぶっ壊す」と主張しており、本人の政治的主張を議会を巻き込もうとしていること。

② 今回の審査請求は、政党所属の議員がおこなう政治活動に対するものであり、政党機関紙の配達集金は、これまで慣例としておこなわれてきたものであり、実際この活動上で問題とされたことはない。庁舎管理規定については、当局との話し合いの結果、合意の上改善されている。

③ 街頭宣伝については、まさに政治活動そのものであり、議会が介入できるものではないこと。その活動上、問題があれば当事者間で解決が図られるべきものであること。

④ 議会運営委員会との関係は、議会運営委員会と当方の問題であり、政倫審に持ち込むことはその主張を拡大しているにすぎない。

本来このような問題を議会が扱い、特定の政党の活動に介入することはできない。

⑤ 議員団ニュース明るいまちの記事内容については、不適当な記事があった場合には、当事者より申し出を受け必要な措置を講じるものであることを申し添えるものです。

以上

